

## 特定労務管理対象機関の指定申請状況について

# 特定労務管理対象機関の指定について

## 1. 制度概要

○2018年7月6日公布の「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」により、労働基準法が改正され、**勤務医に対する時間外労働の上限規制が2024年度から適用**される。

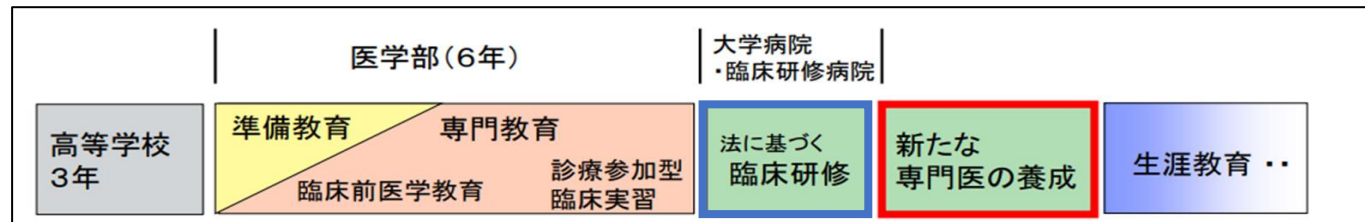
○また、2021年5月28日公布の「良質的かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律」により、**地域医療の確保や集中的な研修実施の観点から、やむを得ず高い上限時間(B・C水準：年1860時間以下)を適用する医療機関(＝特定労務管理対象機関)を都道府県知事が指定し**、指定医療機関における健康確保措置(面接指導、連続勤務時間制限、勤務間インターバル規制等)の実施等の措置を講ずることとなる。

○都道府県知事は、特定労務管理対象機関を指定するにあたっては、あらかじめ医療審議会の意見を聴かなければなら  
ないとされている。

### 時間外労働の上限規制と健康確保措置の適用 (2024.4～)

<b>地域医療等の確保</b> 医療機関が医師の労働時間短縮計画の案を作成 評価センターが評価 都道府県知事が指定 医療機関が計画に基づく取組を実施	医療機関に適用する水準	年の上限時間	面接指導	休息時間の確保	<b>医師の健康確保</b> 面接指導 健康状態を医師がチェック 休息時間の確保 連続勤務時間制限と勤務間インターバル規制(または代償休息)	
	<b>A</b> (一般労働者と同程度)	<b>960時間</b>	義務	義務		努力義務
	<b>連携B</b> (医師を派遣する病院)	<b>1,860時間</b>				
	<b>B</b> (救急医療等)	<b>※2035年度末を目標に終了</b>				
	<b>C-1</b> (臨床・専門研修)	<b>1,860時間</b>				
<b>C-2</b> (高度技能の修得研修)	<b>1,860時間</b>					

【参考】 臨床研修と専門研修

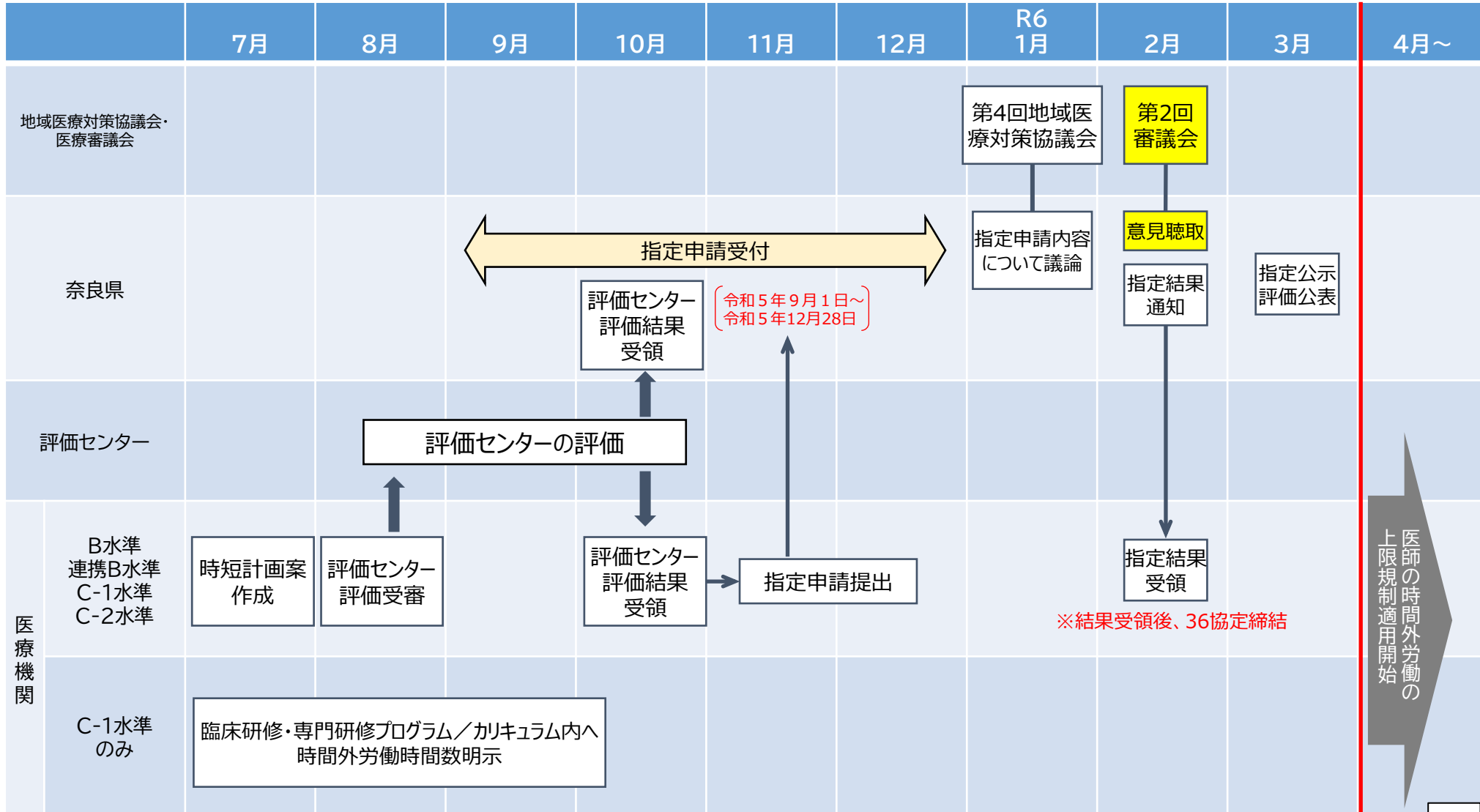


  : 臨床研修 (2年)

  : 専門研修 (3年～5年)

# 特定労務管理対象機関の指定について

## 3. スケジュール(予定)



# 特定労務管理対象機関の指定について

## 2. 医療審議会の位置づけ

### ○医療審議会と地域医療対策協議会の位置づけ(厚労省指針より抜粋)

地域医療対策協議会	医療法第30条の23第1項において、医療計画に定められた方針等に基づき、具体的な医師確保対策を実施する上での関係者間の協議・調整を行うための場
医療審議会	医療法第72条第1項において、都道府県における医療提供体制の確保に関する重要事項等を調査審議する場

### ○「医師の働き方改革の推進に関する検討会 中間とりまとめ」(令和2年12月22日)の位置づけ

#### 【B水準の対象医療機関の指定要件】

都道府県医療審議会の意見聴取(地域医療提供体制の構築方針との整合性)

B水準を適用することが地域の医療提供体制の構築方針(医療計画等)と整合的であること及び地域の医療提供体制全体としても医師の長時間労働を前提とせざるを得ないことについて、都道府県は、都道府県医療審議会の意見を聞く。その際、医療機関の機能分化・連携等を進めることによる将来の地域医療提供体制の目指すべき姿も踏まえることが必要であり、地域医療構想調整会議における、医療計画のうち地域医療構想の達成の推進のための協議状況を勘案し、地域医療構想との整合性を確認することが適当である。また、地域医療提供体制は、地域の医師の確保と一体不可分であるため、地域医療対策協議会における議論との整合性を確認することが適当である。このため、実質的な議論は、都道府県医療審議会に設けられた分科会や地域医療対策協議会等の適切な場において行うことを想定している。

#### 【C-1水準の対象医療機関の指定要件】

C-1水準を適用することにより、地域における臨床研修医や専攻医等の確保に影響を与える可能性があることから、地域の医療提供体制への影響を確認することが適当であり、都道府県は、都道府県医療審議会の意見を聴く。なお、地域医療対策協議会においても協議することとする。

# 特定労務管理対象機関の指定について

## 4. 協議案件

	名称	医療圏	許可病床数	指定水準		研修基幹病院
				B水準	C-1水準	
①	奈良県総合医療センター	奈良保健医療圏	534	○	○	・基幹型臨床研修病院 ・専門研修基幹施設
②	近畿大学奈良病院	西和保健医療圏	518	○	○	・基幹型臨床研修病院 ・専門研修基幹施設
③	奈良県立医科大学附属病院	中和保健医療圏	983	○	○	・基幹型臨床研修病院 ・専門研修基幹施設
④	公益財団法人 天理よろづ相談所病院	東和保健医療圏	715	○	○	・基幹型臨床研修病院 ・専門研修基幹施設

## 5. 評価センター審査状況

	名称	医療勤務環境評価センターの評価結果
①	奈良県総合医療センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・労働関係法令及び医療法に規定された事項について必要な要件を満たしている。</li> <li>・医師の労働時間短縮に向けた医療機関内の取組に改善の必要があるが、医師労働時間短縮計画案から今後の取組が見込まれる。</li> </ul>
②	近畿大学奈良病院	<ul style="list-style-type: none"> <li>・労働関係法令及び医療法に規定された事項について必要な要件を満たしている。</li> <li>・労務管理体制の整備や労働時間短縮に向けた取組は行われているが、各診療部門の長やBC水準対象医師に向けた研修の取組が必要である。</li> </ul>
③	奈良県立医科大学附属病院	<ul style="list-style-type: none"> <li>・労働関係法令及び医療法に規定された事項について必要な要件を満たしている。</li> <li>・労務管理体制の整備や労働時間短縮に向けた取組としてタスク・シフト/シェアの推進がなされている。</li> </ul>
④	公益財団法人 天理よろづ相談所病院	<ul style="list-style-type: none"> <li>・労働関係法令及び医療法に規定された事項について必要な要件を満たしている。</li> <li>・労務管理体制の整備や労働時間短縮に向けた取組は行われているが、勤務計画の作成が計画段階であることから早期実施に向けて取り組むことが必要である。</li> </ul>

# 特定労務管理対象機関の指定について

## 6.指定申請医療機関

### 1.地方独立行政法人 奈良県病院機構 奈良県総合医療センター

①指定水準・要件	B水準	救急医療（三次救急医療機関）		
	C-1水準	臨床研修・専門研修プログラムの研修機関		
②対象医師	全医師	③救急車の受入件数	6,495件	
④時間外・夜間・休日入院患者数	3,003件	⑤令和4年度最大時間外・休日労働時間数実績	1,548時間	
⑥奈良県保健医療計画における当該病院の位置づけ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域がん診療連携拠点病院</li> <li>・脳卒中の急性期医療を実施する医療機関</li> <li>・緊急心臓カテーテル検査及び治療を24時間365日実施可能な医療機関</li> <li>・地域周産期母子医療センター</li> </ul>			
⑦当該業務に従事する医師の時間外・休日労働時間がやむを得ず長時間となる理由	B水準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・二次、三次救急医療機関として多くの患者を受け入れている。</li> <li>・宿日直許可を取得できる診療科が少ない。</li> <li>・他病院が宿日直許可を取得した場合、当該センターへの救急搬送が急増する可能性が高く、超過勤務時間を960時間未満に抑制できない。</li> </ul>		
	C-1水準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・臨床研修プログラムの修了要件である症例の種類が多岐にわたる</li> <li>・救急対応で経験できる症例が多く、当直勤務により必要な要件を確保することが必要。</li> <li>・当直勤務は勤務時間扱いのため、研修医の超過勤務時間が960時間を超える可能性が高い。</li> <li>・令和4年度の時間外・休日労働時間が960時間を超えた臨床研修医は2名で最大1,018時間となっている。</li> </ul>		

# 特定労務管理対象機関の指定について

## 6.指定申請医療機関

### II.近畿大学奈良病院

①指定水準・要件	B水準	救急医療（三次救急医療機関）、地域において当該医療機関以外で提供することが困難な医療	
	C-1水準	専門研修プログラムの研修機関	
②対象医師	B水準	循環器内科・消化器内科・血液内科・腎臓内科・消化器外科・脳神経外科・小児科・救急救命センター医師	
	C-1水準	循環器内科・消化器内科・血液内科・腎臓内科・脳神経外科・整形外科・産婦人科	
③救急車の受入件数	2,463件	④時間外・夜間・休日 入院患者数	1,107件
⑤令和4年度最大時間外・ 休日労働時間数実績	2,431時間	⑥奈良県保健医療計画に おける当該病院の位置づけ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域がん診療連携拠点病院</li> <li>・脳卒中の急性期医療を実施する医療機関</li> <li>・緊急心臓カテーテル検査及び治療を24時間365日実施可能な医療機関</li> </ul>
⑦当該業務に従事する医師の時間外・ 休日労働時間がやむを得ず長時間となる理由	B水準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・西和医療圏唯一の三次救急医療機関・地域がん診療連携拠点となっている。</li> <li>・緊急・重篤な病態の患者に対する迅速かつ適切な医療提供及び高度医療の提供を行っている。</li> <li>・上記の特性から医師の時間外の診察や緊急処置等の対応により、長時間労働を避けることができない。</li> </ul>	
	C-1水準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専門研修プログラムにおいて医師としての必要な知識・技能・判断力等を修得することを目的に多くの実戦経験を積む事が修了要件となっている。</li> <li>・救急患者や重症患者の受入が多い当該病院において専攻医は長時間の労働を余儀なくされる。</li> </ul>	

# 特定労務管理対象機関の指定について

## 6.指定申請医療機関

### Ⅲ.奈良県立医科大学附属病院

①指定水準・要件	B水準	救急医療（三次救急医療機関）、地域において当該医療機関以外で提供することが困難な医療		
	C-1水準	臨床研修プログラムの研修機関		
②対象医師	全医師	③救急車の受入件数	6,913件	
④時間外・夜間・休日入院患者数	3,631件	⑤令和4年度最大時間外・休日労働時間数実績	2,568時間	
⑥奈良県保健医療計画における当該病院の位置づけ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都道府県がん診療連携拠点病院</li> <li>・脳卒中の急性期医療を実施する医療機関</li> <li>・緊急心臓カテーテル検査及び治療を24時間365日実施可能な医療機関</li> <li>・総合周産期母子医療センター</li> </ul>			
⑦当該業務に従事する医師の時間外・休日労働時間がやむを得ず長時間となる理由	B水準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域医療提供体制を維持する拠点病院・三次救急医療機関としての役割を担っている。</li> <li>・医師の派遣、救急患者の受入を多数行っている。</li> <li>・業務の性質上、宿日直許可を取得できない診療科（救急科等）が一定数あり、令和6年度以降も労働時間数が増加する見込みであるため。</li> <li>・複数主治医制を推進しているが、専門性の高い医師への負担が集中しており、時間外労働時間数の増加を招いている。</li> </ul>		
	C-1水準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該病院は奈良県唯一の特定機能病院として多発外傷等の三次救急医療を提供している。</li> <li>・臨床研修プログラムの必修科目である救急科において上述の救急対応を経験するため、月100時間超の時間外・休日労働が発生する。</li> <li>・「奈良県の最終ディフェンスライン」をスローガンに実施している24時間365日ERにおいても、臨床研修医は主軸として活躍している。</li> <li>・その勤務態様から夜間及び休日時間帯を勤務扱いとせざるを得ず、時間外労働時間数の増加が避けられない。</li> </ul>		



# 特定労務管理対象機関の指定について

## 6.指定申請医療機関

### IV.公益財団法人天理よろづ相談所病院

①指定水準・要件	B水準	救急医療（二次救急医療機関）、地域において当該医療機関以外で提供することが困難な医療		
	C-1水準	臨床研修・専門研修プログラムの研修機関		
②対象医師	B水準	呼吸器内科・循環器内科・消化器内科・血液内科・脳神経内科・内分泌内科・総合内科・小児科・消化器外科・脳神経外科・心臓血管外科・産婦人科・眼科・耳鼻咽喉科・泌尿器科・麻酔科・緩和ケア科・病理診断科		
	C-1水準	呼吸器内科・循環器内科・消化器内科・血液内科・脳神経内科・総合内科・消化器外科・初期臨床研修医		
③救急車の受入件数	5,834件	④時間外・夜間・休日 入院患者数	3,622件	
⑤令和4年度最大時間外・ 休日労働時間数実績	4,173時間	⑥奈良県保健医療計画に おける当該病院の位置づけ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域がん診療連携拠点病院</li> <li>・脳卒中の急性期医療を実施する医療機関</li> <li>・緊急心臓カテーテル検査及び治療を24時間365日実施可能な医療機関</li> <li>・周産期医療実施医療機関</li> </ul>	
⑦当該業務に従事する医師の時間外・休日労働時間がやむを得ず長時間となる理由	B水準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務の性質上、宿日直許可を取得できない診療科が多い。</li> <li>・医師1人あたりの年間労働時間数がおおよそ1,000時間を超えている。</li> <li>・奈良保健医療計画の中で5疾病5事業において重要な役割を担う医療機関として位置づけられている。</li> </ul>		
	C-1水準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・臨床研修プログラム・専門研修プログラムにおいて「自立した1人の医師としての能力」及び「患者が抱える課題に対しチームで共同して対応する能力」を「主治医力」として研鑽することを重視している。</li> <li>・当該目標を達成するための診療、サマリー記載、日直当直への従事、専攻医による臨床研修医の指導等により長時間労働が発生する。</li> </ul>		

## 7.地域医療対策協議会における意見聴取

○令和6年1月31日に地域医療対策協議会を開催し、協議会委員より以下の意見を聴取した。

- ・ 令和6年度以降の新体制に向けて面接指導を滞りなく実施できる体制確保が必要であると考えられる。
- ・ 臨床研修プログラムの研修機関としてC-1水準を指定申請している医療機関が見受けられる。臨床研修医に配慮した勤務時間短縮の取組について検討し、医師確保と勤務環境改善の両立を目指していく必要がある。
- ・ 働き方改革を進めるためには、医師の数を増やすだけでなく、業務改善を進めることが必要である。
- ・ 労働時間を把握する勤怠管理システム、特定行為研修修了の看護師等の活用が有効である。